

静岡県部会の取組

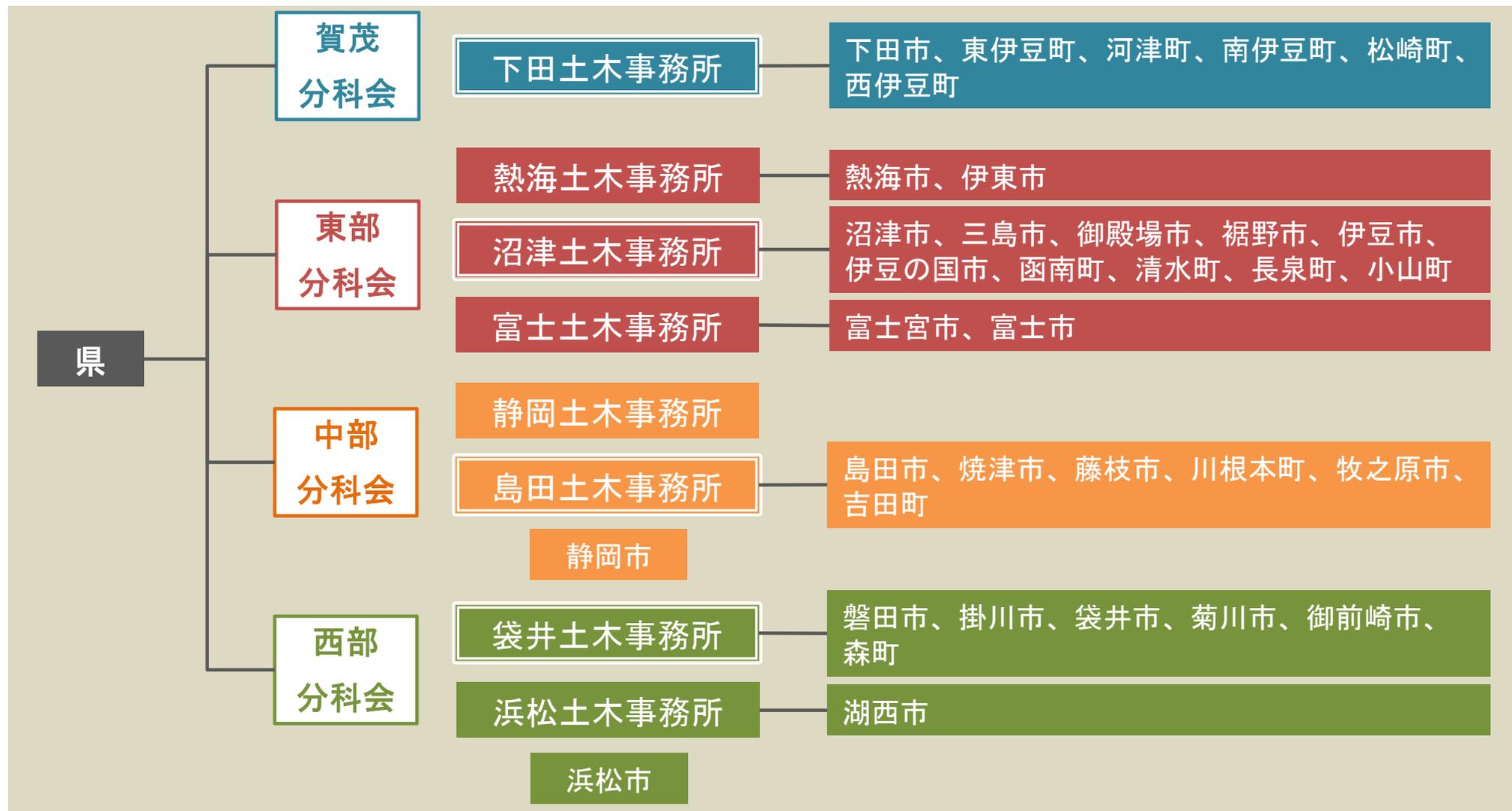
静岡県 技術調査課

令和7年3月

分科会

【目的】 公共工事の品質確保の促進に向けた取組を各市町の実務担当まで浸透させるため、**地区単位で市町を支援し取組の推進を図る。**

【構成】



自己評価指標・目標値

工事

新・自己評価指標

	指標	目標値 (R6)
1	適正な予定価格の設定	100%
2	低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定	100%
3	平準化率	0.8
4	適正な工期設定	100%
5	週休2日工事の実施状況	100%
6	設計変更ガイドラインの策定・活用	100%
7	建設ICTの活用状況	100%
8	受発注者間の工事情報の共有状況 (ASP)	100%
9	総合評価落札方式の導入状況	100%

業務

新・自己評価指標

	指標	目標値 (R6)
1	適正な予定価格の設定	100%
2	低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定	100%
3	平準化率 (第4四半期納期率)	0.4
4	適正な履行期間の設定	100%
5	設計変更ガイドラインの策定・活用	100%
6	総合評価落札方式の導入状況	100%



新・全国統一指標

それ以外は 中部ブロック独自指標

指標・目標値

県部会で重点的に進める取組の指標・目標値

重点項目	指標	目標
<p>施工時期の 平準化</p>	<p>地域平準化率α $\frac{\text{4～6月期の工事平均稼働件数}}{\text{年度の工事平均稼働件数}}$</p>	<p>【令和6年度】 0.8 ※県・市町の各平準化率αを 加重平均</p>
<p>週休2日推進 工事</p>	<p>週休2日対象工事の設定率 $\frac{\text{週休2日対象工事発注件数}}{\text{年度の発注工事件数}}$ (週休2日に馴染まない工事は除く)</p>	<p>【令和6年度】 1.0 ※県・市町の各設定率 を加重平均</p>
<p>ダンピング対策 【工事・業務】</p>	<p>低入札価格調査基準または最低制限価格の 設定率 $\frac{\text{低入札又は最低制限を設定した入札件数}}{\text{年度の発注件数}}$ (随契等は除く)</p>	<p>【令和6年度】 1.0 ※県・市町の各設定率 を加重平均</p>

ロードマップ

各市町の年度目標も設定

R7.3

項目	取組指標			【県+35市町】目標・実績の集計値					【中部ブロック発注者協議会 /県部会】 R6目標	
				R2	R3	R4	R5	R6		
① 平準化	平準化率 α	地域平準化率 4~6月期の工事平均稼働件数 /年度の工事平均稼働件数 【県・市町の加重平均】	目標		0.68	0.73	0.78	0.83	地域平準化率 α : 0.83以上	
			実績	0.64	0.66	0.64	0.69	0.73		
② 週休2日 推進工事	週休2日対象工事 の設定	設定率 週休2日対象工事発注件数 /全発注工事事件数(週休2日に馴染 まない工事は除く) 【県・市町の加重平均】	目標		0.53	0.60	0.74	0.95	週休2日対象工事 設定率 : 1.0 目標どおり	
			実績	0.34	0.41	0.48	0.61	0.94		
	適正な工期設定	実施率 週休2日が確保できる工期設定 の有無 (実施市町/35市町)	目標	0.51	0.86	1.00	1.00	1.00	(週休2日工事) 適正な工期設定 + 必要経費の補正 残り3市町	
			実績	0.37	0.49	0.66	0.89	0.91		
③ ダンピング対策	(工事)	低入札または 最低制限価格 の設定	設定率 低入札価格調査基準又は最低制限 価格を設定した入札件数/年度の発 注工事事件数(随契等は除く) 【県・市町の加重平均】	目標		0.94	0.95	0.96	1.00	低入札又は最低制限 の設定率 1.0 目標どおり
			実績	0.91	0.94	0.94	0.95	0.99		
	(業務)	低入札または 最低制限価格 の設定	設定率 低入札価格調査基準又は最低制限 価格を設定した入札件数/年度の発 注業務件数(随契等は除く) 【県・市町の加重平均】	目標		0.85	0.93	0.94	0.99	低入札又は最低制限 の設定率 1.0
			実績	0.82	0.85	0.88	0.90	0.93		

進捗に遅れ

残り3市町

進捗に遅れ

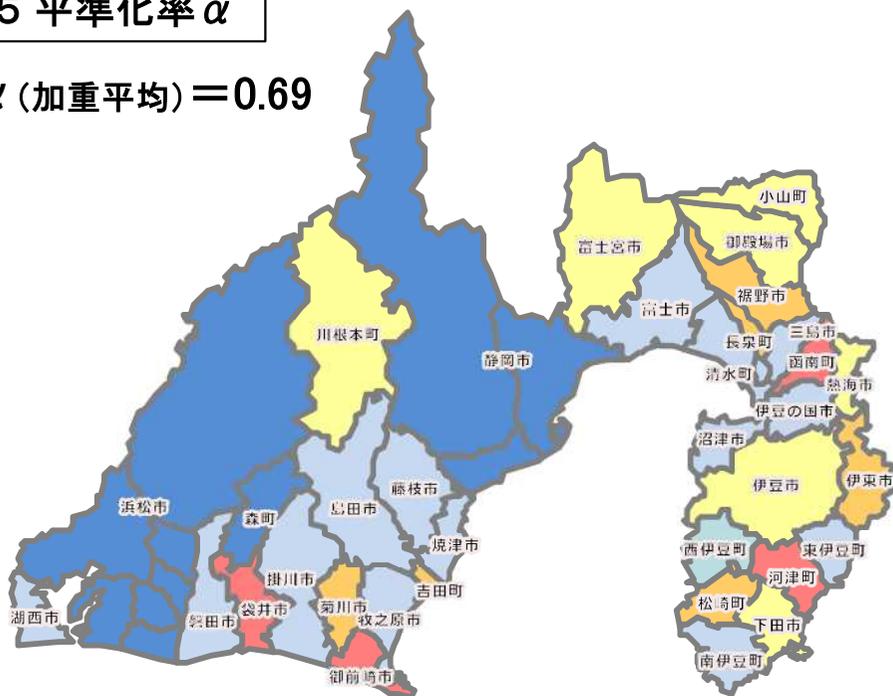
(1) 施工時期の平準化 【工事】

【目標】 R6年度までに、平準化率 $\alpha \cdot \beta$ を0.8以上

【実績】 R5 : $\alpha=0.69$ → R6 (見込み) : $\alpha=0.73$ (※加重平均)

R5 平準化率 α

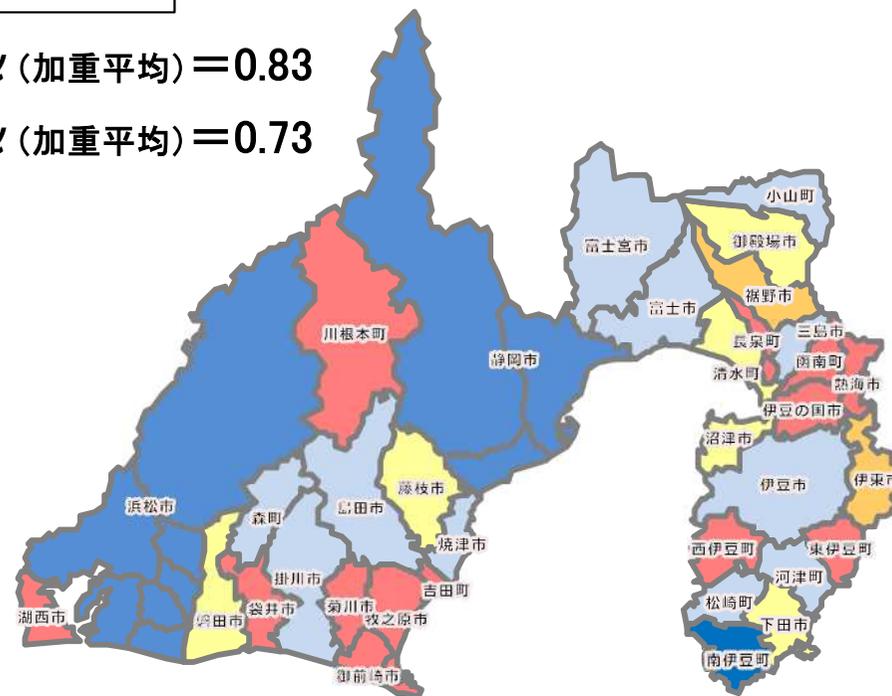
α (加重平均) = 0.69



R6 平準化率 α

目標 α (加重平均) = 0.83

結果 α (加重平均) = 0.73



R5平準化率 α

α	計
0.8以上	3市町
0.6~0.8	15市町
0.5~0.6	7市町
0.4~0.5	6市町
0.4未満	4市町

R6平準化率 α

α	計
0.8以上	3市町
0.6~0.8	11市町
0.5~0.6	5市町
0.4~0.5	2市町
0.4未満	14市町



±0
-4
-2
-4
+10

- ・前年度から0.04ポイント上昇
- ・全体としては前年度から少し悪化

市町取組状況のまとめ：平準化

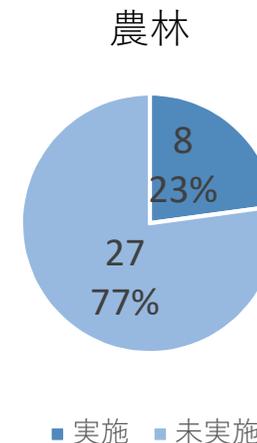
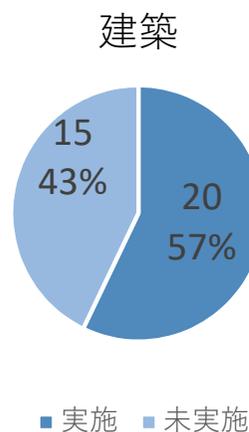
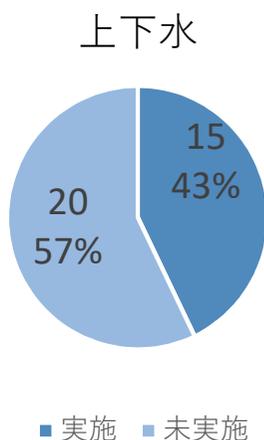
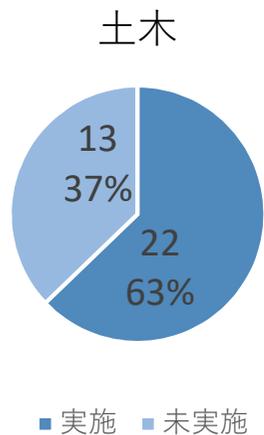
【好事例】

- **部局を横断**した取組（要請、周知、会議）
- **ゼロ債**の積極的活用（議会への説明）
- **速やかな繰越手続き**の実施（議会への説明）（9月議会、12月議会）
- **定期的な進捗管理**（月ごとの平準化率を可視化）
- 発注担当職員向けの**研修の実施**（実務担当まで意義を浸透）
- **議会一般質問**において平準化意義を説明（議員へのアプローチ）
- **平準化可視化ツール**の活用
- **予算編成時**に月ごとの工事完成件数の目標値を設定

部局(分野)別の取組状況(過年度分析結果)

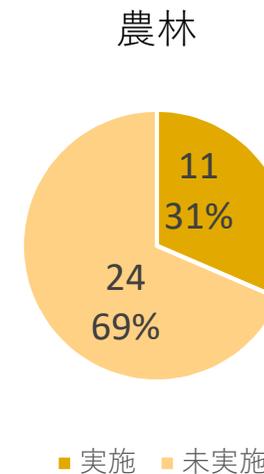
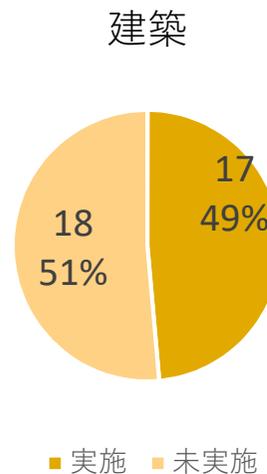
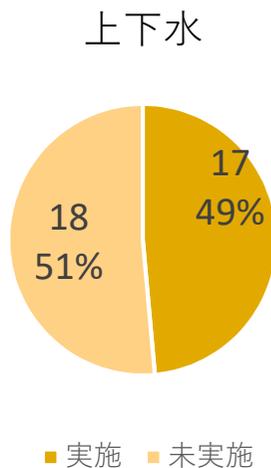
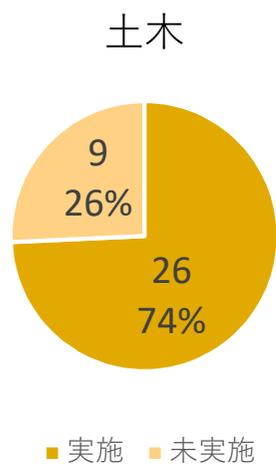
【さ：債務負担行為の設定】

単位：市町数（全35市町）



【す：速やかな繰越手続き】

単位：市町数（全35市町）



関係部局が連携して取組を推進する必要がある。

(2) 週休2日推進工事

【目標】 R6年度までに、「週休2日対象工事」設定率を100%

【実績】 週休2日対象工事設定率

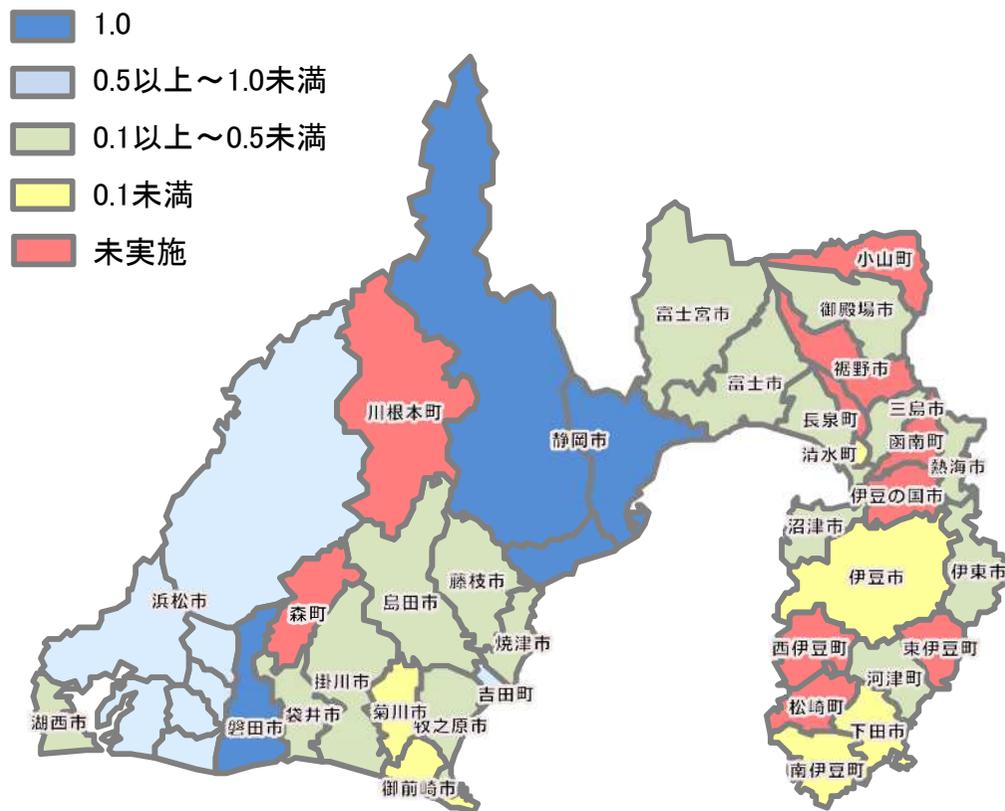
R5 : 61% → R6 : 94% (見込み)

$$\text{設定率} = \frac{\text{週休2日対象工事発注件数}}{\text{全発注工事件数}}$$

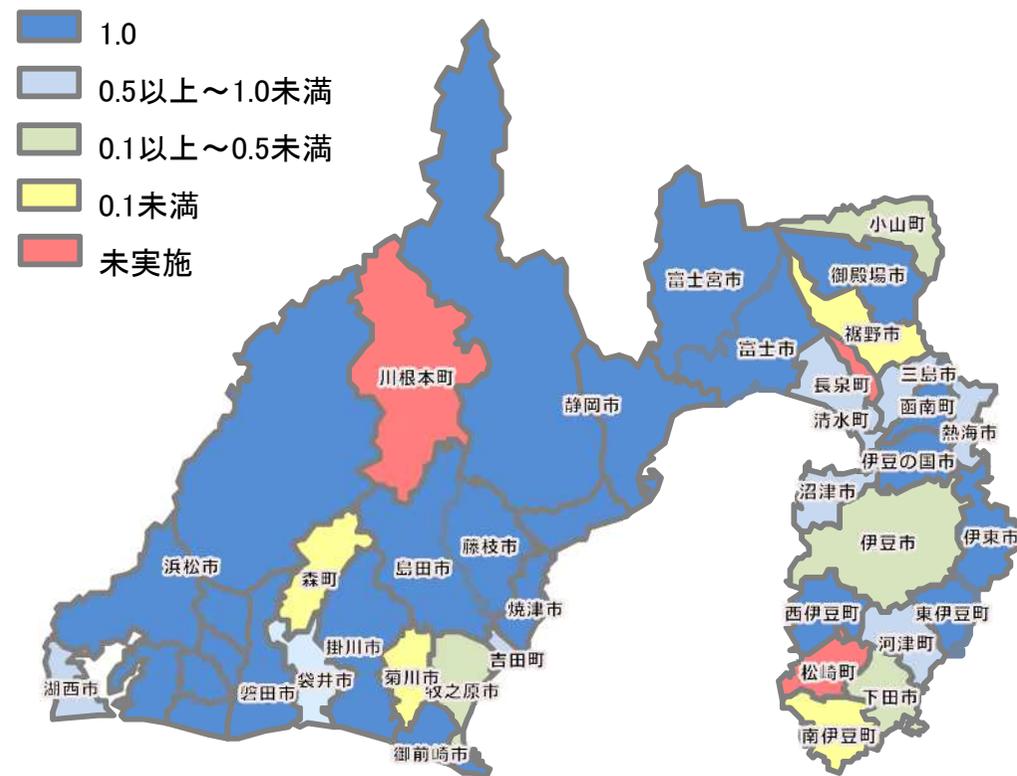
(週休2日に馴染まない工事は除く)

※県・市町の設定率の加重平均

週休2日対象工事の設定率 (R5)



週休2日対象工事の設定率 (R6)



多くの市町で改善が見られたが、賀茂・東部地域の進捗に遅れが見られる。9市町が本格導入していない。

(3) 適正な工期設定

【目標】 R4年度までに、全市町で「適正な工期設定」基準を整備

【実績】 基準整備

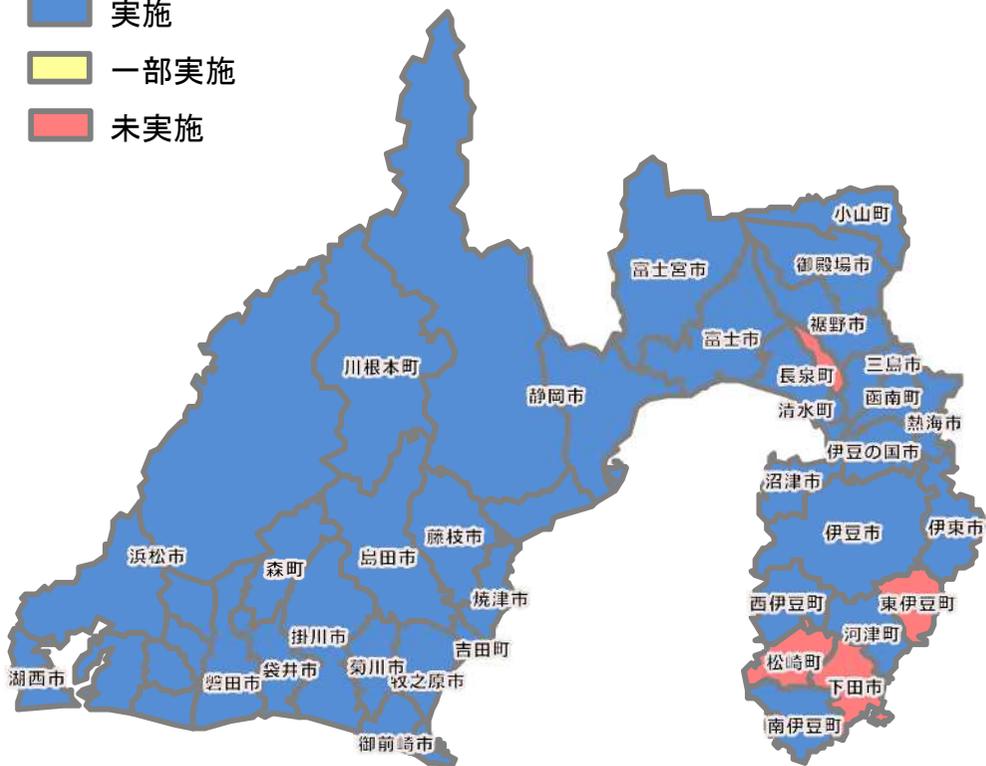
R5 : 89% → R6 : 91% (見込み)

適正な工期

工期に関する基準（R2.7.20中建審）
にある考慮すべき事項（休日・準備期間等）
を考慮した工期

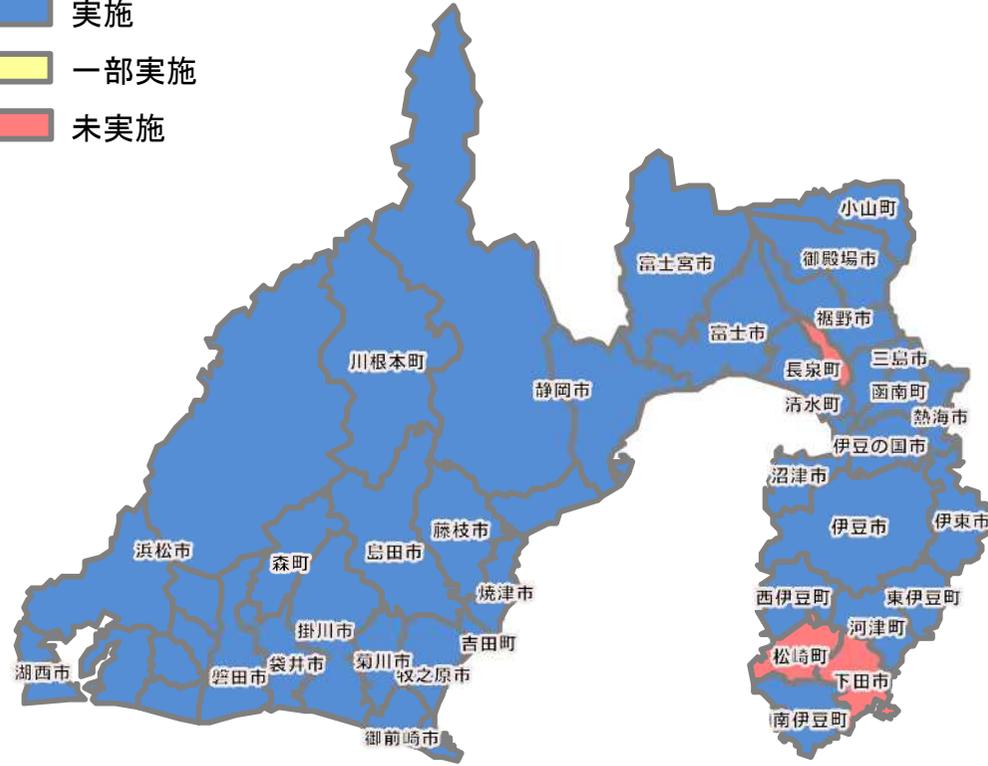
適正な工期設定 (R5)

- 実施
- 一部実施
- 未実施



適正な工期設定 (R6)

- 実施
- 一部実施
- 未実施



多くの市町で設定済。残り3市町が未整備。東伊豆町が新たに設定◎

市町取組状況のまとめ：週休2日推進工事・適正な工期設定

【好事例】

- 先行している県、他市町の基準を参考に実施要領を策定・適用した。
- 建築・電気設備・水道・下水事業へ対象工事を拡大した。
- 受注者希望型から発注者指定型へ改める。
- 発注担当課ごと目標値を設定。
- 事業担当課に予算確保の依頼や発注方法をレクチャーした。
- 財政部局に説明し理解を得た。

【課題】

- 週休2日工事の制度（要領）が未導入である。
- 経費増に伴う予算措置等の課題があり、制度を活用しきれていない。
- 土木工事以外での普及が課題。
- 受発注者ともに週休2日推進工事に対する意識が依然低い。

(4) 低入札価格調査基準・最低制限価格【工事】

【目標】 R6年度までに、「低入札価格調査基準」または「最低制限価格」**設定率を100%に**

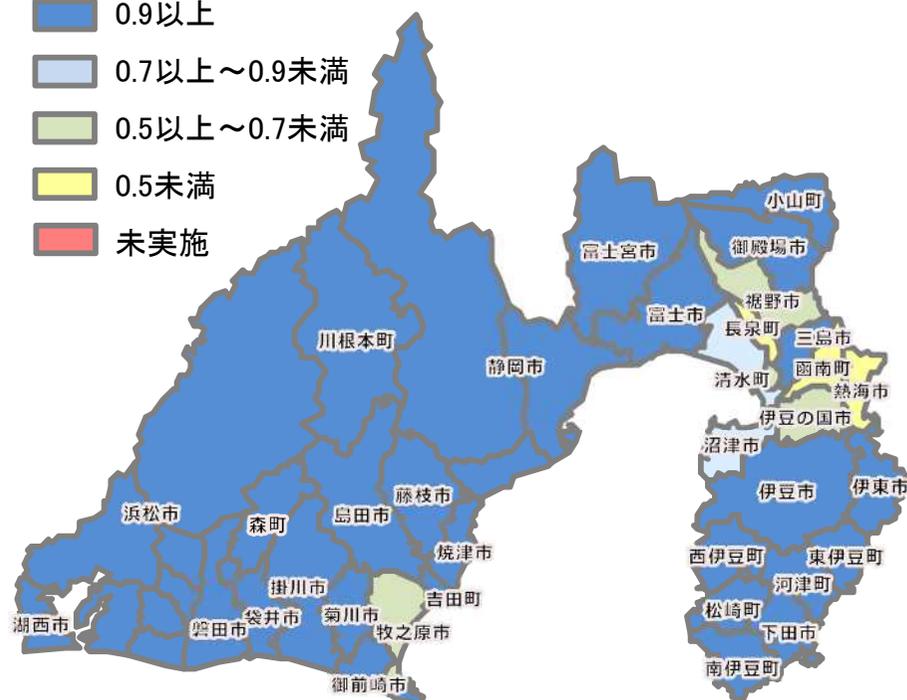
【実績】 工事：R5：95% → R6：99%（見込み）

$$\text{設定率} = \frac{\text{低入札又は最低制限を設定した入札件数}}{\text{全発注件数(随契等は除く)}}$$

※県・市町の設定率の加重平均

【工事】 設定率 (R5): 95%

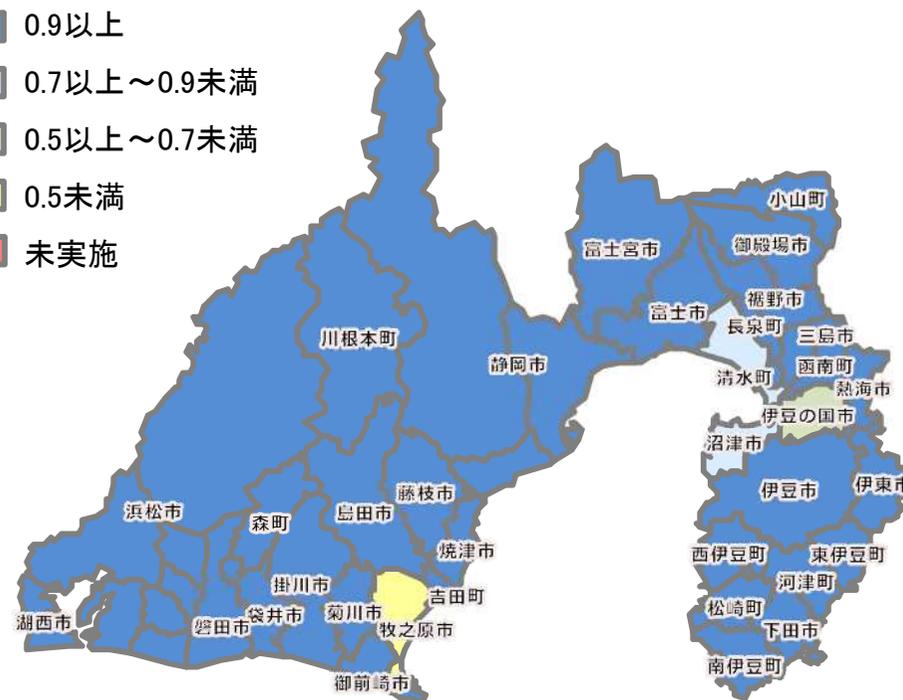
- 0.9以上
- 0.7以上～0.9未満
- 0.5以上～0.7未満
- 0.5未満
- 未実施



22市町が設定率100%を実現している。

【工事】 設定率 (R6): 99%

- 0.9以上
- 0.7以上～0.9未満
- 0.5以上～0.7未満
- 0.5未満
- 未実施



30市町が設定率100%を実現している。

金額要件の撤廃又は改善がみられる。

今後とも、対象工事の金額等の要件を撤廃していく必要がある。

(5) 低入札価格調査基準・最低制限価格【業務】

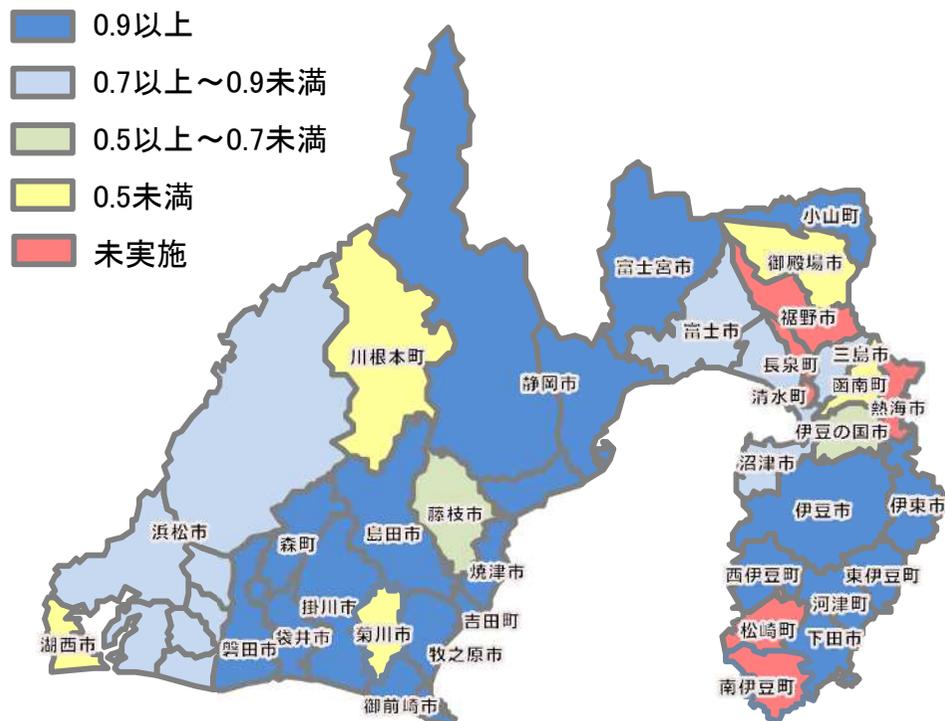
【目標】 R6年度までに、「低入札価格調査基準」または「最低制限価格」**設定率を100%に**

【実績】 業務：R5：90% → R6：93%（見込み）

$$\text{設定率} = \frac{\text{低入札又は最低制限を設定した入札件数}}{\text{全発注件数(随契等は除く)}}$$

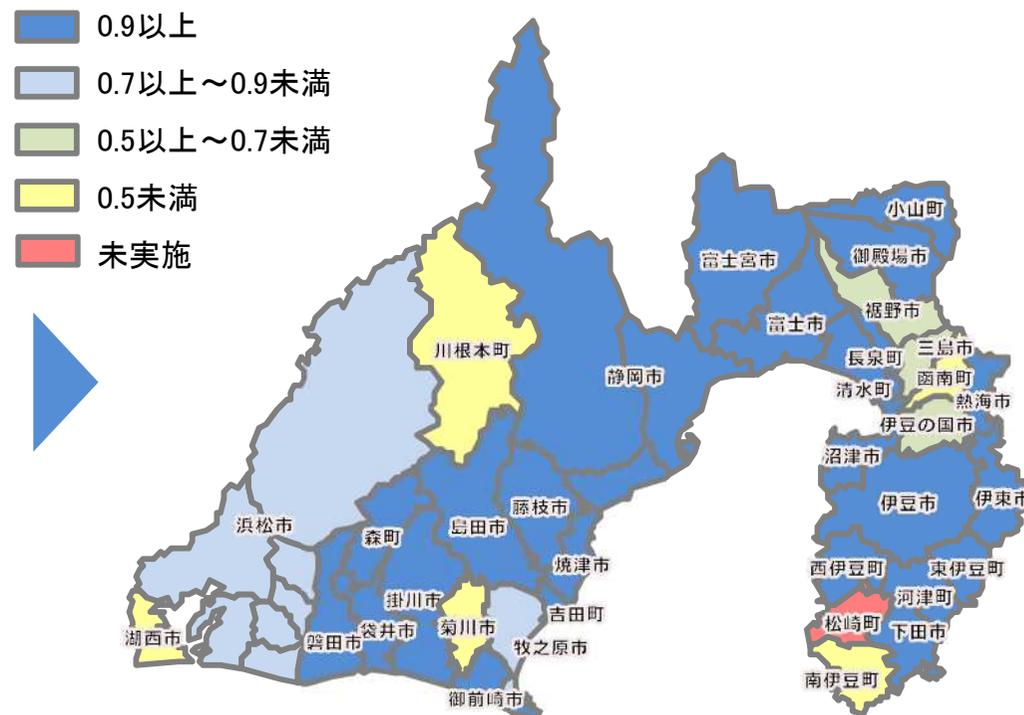
※県・市町の設定率の加重平均

【業務】設定率 (R5): 90%



賀茂・東部地域の進捗に遅れが見られる。

【業務】設定率 (R6): 93%



多くの地域で改善が見られた。
24市町が設定率100%を実現している。

引き続き対象業務の金額等の要件を撤廃していく必要がある。

【平準化】に対するアンケート調査結果(R6.11)

【課題】

- 債務負担行為活用のノウハウがない
- 他部局の平準化率を把握していない
- 補助金の繰越について、理解が得られない

【業界】

- 4～6月等の仕事の薄い時期へ割り当てを要望する
- 年度末の工事集中に配慮してもらいたい
- 平準化を意識しすぎて、同時期の入札件数を増加させ、入札参加対象案件を絞らざる得ない
- 平準化のための年度末の繰越工事発注の増加

【国・県への要望】

- 平準化のさしすせそに関連する実務研修等を開催いただきたい
- 補助金を活用した工事の年度内執行の規制緩和
- 財政部局への更なる働きかけ

【週休2日推進工事】に対するアンケート調査結果(R6.11)

【課題】

- 週休2日推進工事導入にかかる予算措置、関係部局の理解
- 週休2日工事の周知不足、認識不足
- 対象工事の設定方法が不明確（分母が統一ではない）

【業界】

- 発注者指定型における週休2日（4週8休）の更なる推進
- すべての工事を対象に。（要件の撤廃）
- 工期が長くなり、他の発注案件に影響がでる可能性あり。土日に仕事をしたいひとも。。

【国・県への要望】

- 週休2日工事実施にかかる予算的補助
- 個々の現場が閉所していても、下請けを含め全体的に従事者が週休2日となっているかの確認方法が不明確

【低入札又は最低制限価格の設定割合（委託）】に対するアンケート調査結果(R6.11)

【課題】

- 整備のためのノウハウがない
- 最低制限価格で対応

【運用指針（案）】 アンケート調査結果(R6.11)

【ASPの導入】

- 5市町が導入済 ⇒ ノウハウ、導入コスト、受注者への負担増の懸念

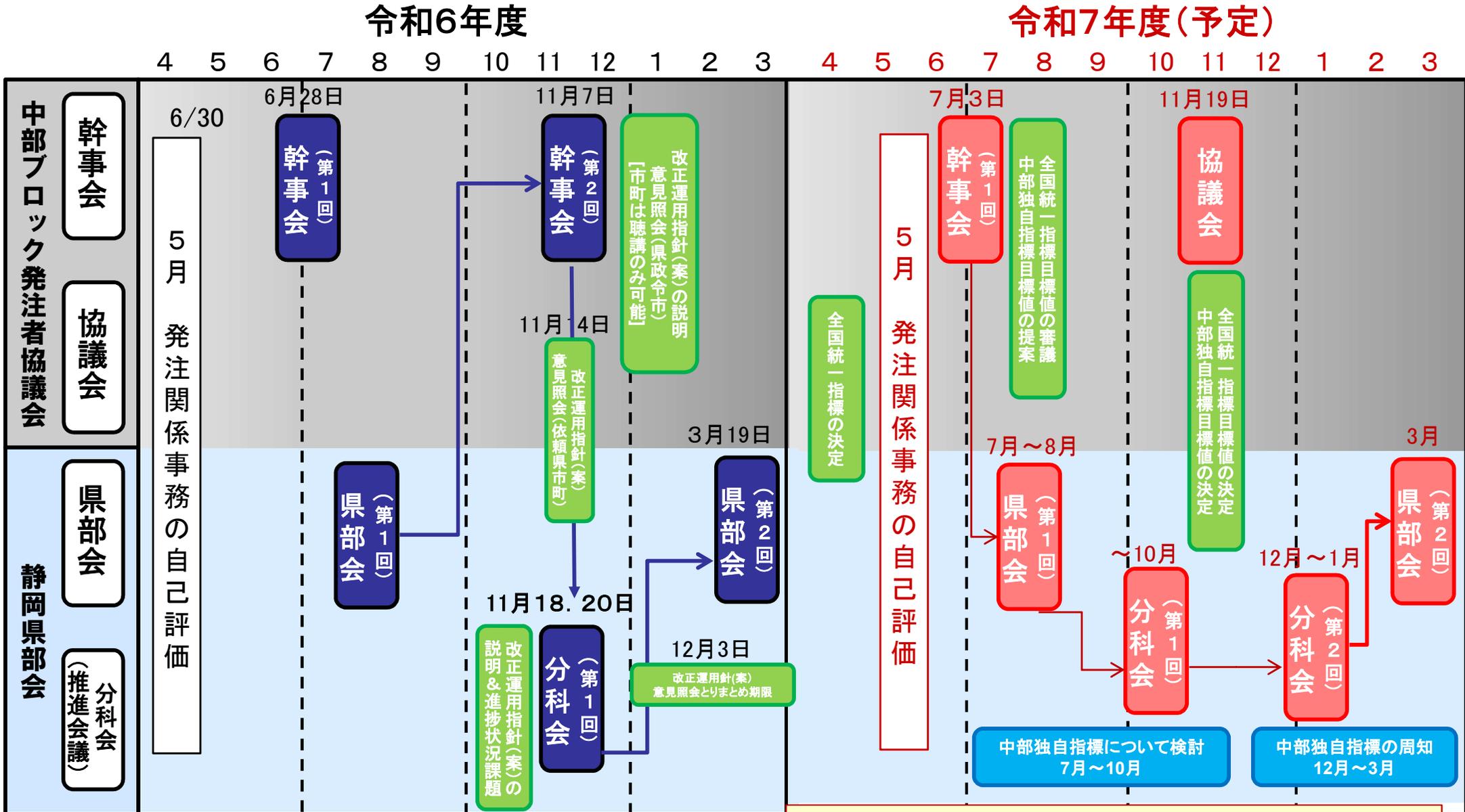
【遠隔臨場の導入】

- 4市町が導入済 ⇒ ノウハウ、導入コスト、受注者への負担増の懸念

【国・県への要望】

- 学校と民間事業者間の連携の促進とは具体的にどのようなことを示すのか事例を知りたい（担い手確保）
- 参加者確認型随意契約方式の実例とその効果等に関する情報提供
- 制度の説明や説明資料の情報提供

スケジュール



建経業第 号の 4
令和 7 年 3 月 日

各市町公共工事主管課長 様

静岡県交通基盤部長

産官連携による一斉休工（「ふじ丸デー」）の取組について

日頃、建設産業行政の推進につきまして、格別の御協力をいただきありがとうございます。

建設産業における働き方改革の定着を図るため、令和 3 年 4 月から開始した、「ふじ丸デー」の取組について、令和 7 年度以降も、下記のとおり、今年度同様の取組を行っていくこととしましたので、御承知願います。

つきましては、一斉休工（「ふじ丸デー」）の取組の趣旨を御理解いただき、受注者に対し周知の上、取り組むようお願いいたします。

記

- 1 実施日 すべての土曜日
- 2 対象工事 災害対応・復旧工事等緊急性が高い工事及び工程上やむを得ない工事を除き、原則全ての工事
- 3 対象期間 工事着手日から工事完成日までの期間
- 4 状況報告 不要
- 5 その他 【別添】周知用チラシ（令和 7 年度以降版）を窓口やホームページに掲載するなど、一斉休工の取組が民間工事にも広がるよう周知をお願いします。

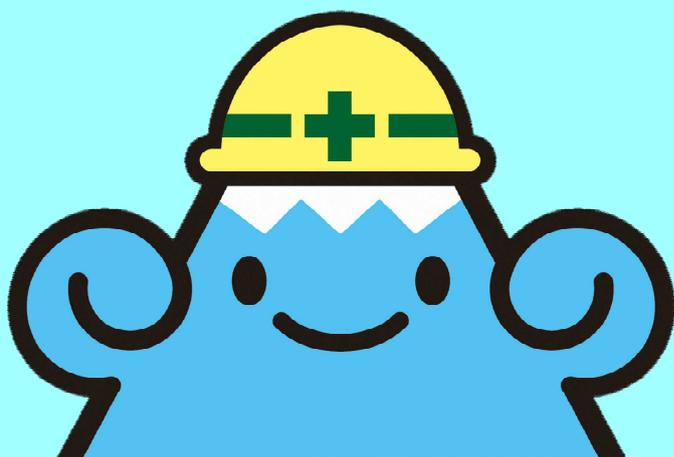
担 当 建設経済局建設業課建設業班
電話番号 054-221-3059

毎週土曜日は

”ふじ丸デー”

県内公共工事は

一斉休工日です!



建設現場も働き方改革@静岡

「ふじ丸」とは…

県内建設産業の働き方改革の取組を応援することをイメージしたロゴマークの愛称です。



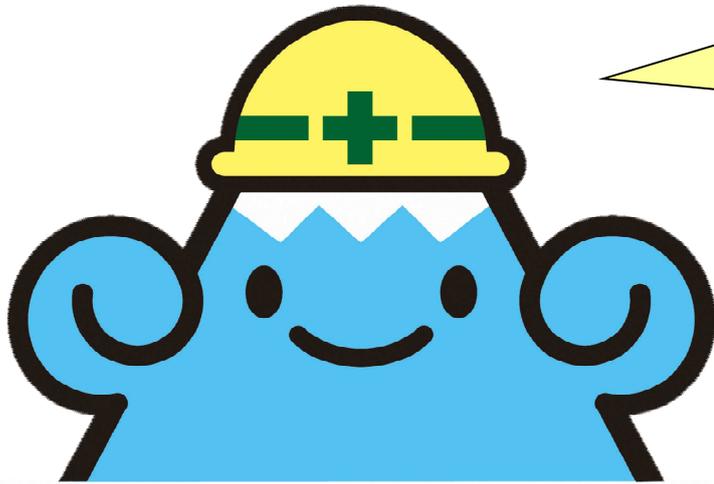
お問合せ先

- ◆ 静岡県交通基盤部建設経済局建設業課
所在地 〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号
電話番号 054-221-3057

毎週土曜日は一斉休工！

“ふじ丸デー”

～県内公共工事は一斉休工日です！～



建設現場も働き方改革@静岡

働きやすい職場環境を目指しています！

皆様の御理解と御協力をお願いします。

「ふじ丸」とは・・・

県内建設産業の働き方改革の取組を
応援することをイメージした
ロゴマークの愛称です。

◆一斉休工日”ふじ丸デー”

(一社)静岡県建設業協会、(一社)静岡県建設産業団体連合会
国土交通省中部地方整備局

静岡県

静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、
島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、
袋井市、下田市、裾野市、湖西市、伊豆市、御前崎市、菊川市、
伊豆の国市、牧之原市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、
西伊豆町、函南町、清水町、長泉町、小山町、吉田町、
川根本町、森町（全 35 市町）

※災害対応・復旧工事等緊急性の高い工事は除きます。



お問合せ先

◆ 静岡県交通基盤部建設経済局建設業課
所在地 〒420-8601 静岡市葵区追手町9番5号
電話番号 054-221-3057

各都道府県担当部局長 殿
各指定都市担当部局長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知について

令和6年6月14日に公布された建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第49号）により、建設業法（昭和24年法律第100号）が改正され、建設業者は、その請け負う建設工事について、主要な資材の供給の著しい減少、資材の価格の高騰その他の工期又は請負代金の額に影響を及ぼす国土交通省令で定める事象（※）が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、注文者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知しなければならないこととされます（改正後の建設業法第20条の2第2項。12月13日施行。）。

※国土交通省令で定める事象（案）

- ・主要な資機材の供給の不足若しくは遅延又は資機材の価格の高騰
- ・特定の建設工事の種類における労務の供給の不足又は価格の高騰

（参考）パブリックコメント「建設業法施行規則及び施工技術検定規則の一部を改正する省令案」について

<https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/detail?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=155240317&Mode=0>

これを踏まえ、当該通知の取扱いの参考例を以下のとおり、お知らせします。

<取扱参考例>

※現場説明書等：現場説明書又は入札説明書等

対象工事：全ての建設工事

現場説明書等※への記載：以下記載例を参考に、現場説明書等において、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知について記載

（記載例）

（○）落札者（随意契約の場合にあっては、契約の相手方）は、建設業法（昭和24年法律第100号）第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定（随意契約の場合にあっては、契約の相手方の決定）から請負契約を締結するまでに、契約担当官等に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。

通知方法：落札者（随意契約の場合にあっては、契約の相手方）が落札決定（随意契約の場合にあっては、契約の相手方の決定）から請負契約を締結するまでに別添の様式による通知書を提出し、契約担当官等がそれを受領することにより実施

附則：この通知は、令和6年12月13日以降に請負契約を締結する工事から適用

する。ただし、この通知の規定により難しい場合には、適宜の方法により通知について周知し、落札者（随意契約の場合にあっては、契約の相手方）からの通知を促すこと。

これを参考に、各都道府県及び指定都市におかれましては、改正建設業法の施行に向け、現場説明書等への記載や通知書の様式作成など、御準備をお願いいたします。

なお、各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）に対しても、周知をお願いします。

以 上

建経業第 298 号
建経技第 286 号
令和 6 年 12 月 13 日

各 部 局 長 様
教 育 長 様
警 察 本 部 長 様

交通基盤部長

工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知について（通知）

このことについて、令和 6 年 12 月 6 日付けで、国土交通省不動産・建設経済局建設業課長から別添のとおり事務連絡がありましたのでお知らせします。

なお、本県においては、別紙のとおり取り扱うこととしたので併せて通知します。

担 当 建設経済局建設業課建設業班
技術調査課技術調査班
電話番号 054-221-3059
054-221-2131

(別紙)

工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の
通知に関する取扱いについて

(目的)

- 1 この取扱いは、静岡県が発注する建設工事において、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 20 条の 2 第 2 項の規定により、受注者が、請負契約締結前に発注者に通知しなければならないものの取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

- 2 本取扱いの対象は、静岡県が発注するすべての建設工事とする。

(周知方法)

- 3 工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知に関する取扱いについては、「建設工事等競争契約入札心得」、「入札公告」等により入札等参加者に周知するものとする。（第 27 条により随意契約に準用する場合を含む。）

なお、「建設工事等競争契約入札心得」を適用しない工事等にあつては、契約担当者は、任意の方法により、落札者（随意契約の場合にあつては、契約の相手方）（以下「落札者等」という。）に周知すること。

(通知方法)

- 4 落札者等は、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定（随意契約の場合にあつては、契約の相手方の決定）から請負契約締結までの間に、別添様式により、当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて、契約担当者に通知しなければならない。

附 則

本取扱いは、令和 6 年 12 月 13 日以降に請負契約を締結する工事から適用する。

(参考) 入札公告記載例

<u>工期等に影響を及ぼす事象に関する情報の通知</u>	<u>落札者は、建設業法第 20 条の 2 第 2 項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から請負契約を締結するまでの間に、発注者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知しなければならない。</u>
------------------------------	--

(別添様式)

年 月 日

(発注機関の長) 様

所在地
名称
代表者名

(押印不要)

通 知 書

下記のとおり、建設業法第20条の2第2項に基づき、発生するおそれがあると認める工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報を通知します。

記

1 工事名 :

主要な資機材の供給の不足若しくは遅延又は資機材の価格の高騰

(建設業法施行規則第13条の14第2項 第1号)

発生するおそれのある事象※：(例) 国際的な石炭価格上昇に伴うコンクリート価格の高騰

上記事象の状況の把握のため必要な情報の入手先：(例) 報道等のURLを記載又はファイルを別添

※ 天災その他自然的又は人為的な事象により生じる発注者と受注者の双方の責めに帰することができないものを記載

特定の建設工事の種類における労務の供給の不足又は価格の高騰

(建設業法施行規則第13条の14第2項 第2号)

発生するおそれのある事象※：(例) ○○地震の復旧工事の本格化による交通誘導員の不足

上記事象の状況の把握のため必要な情報の入手先：(例) 報道等のURLを記載又はファイルを別添

※ 天災その他自然的又は人為的な事象により生じる発注者と受注者の双方の責めに帰することができないものを記載

以上

その他連絡事項 (空欄可) (自由記述：上記のほか工期等に影響を与えることが想定される情報等)

(注)

- 1 本通知書については、建設業法施行規則第 13 条の 14 第 2 項に規定する事象が発生するおそれがあると認めるときに提出するものであり、当該事象の発生するおそれが認められない場合は、提出を求めるものではない。
- 2 本通知書を提出する場合は、落札決定（随意契約の場合にあっては、契約の相手方の決定）から請負契約締結までの間に提出するものとする。
- 3 「上記事象の状況の把握のため必要な情報の入手先」欄においては、受注予定者の通常の事業活動において把握でき、メディア記事、資材業者の記者発表あるいは公的主体や業界団体などにより作成・更新された一定の客観性を有する統計資料等に裏付けられた情報を用いること。（一の資材業者の高騰のみによる情報など、真偽を確認することが困難である情報は除かれることに留意すること。）
- 4 本通知書により通知した事象が請負契約締結後に顕在化した場合は、建設業法第 20 条の 2 第 3 項により、請負契約の変更についての協議を受注者から発注者に対して申し出ることができるが、当該協議については、本件工事の請負契約の規定等（スライド条項の運用マニュアル等を含む。）に基づき対応を行うものであることに留意すること。
- 5 本通知書を提出していない場合であっても、本件工事の請負契約の規定に基づき、請負契約の変更について発注者に対して受注者から協議を申し出ることができる。

インフラの包括維持管理について

(交通基盤部 建設政策課 道路保全課 下田土木事務所)

1 令和5・6年度の取組

令和5年度より、県と下田市の道路において包括的管理業務委託を実施。

(県と下田市が同一の地域維持型JVに対し、道路修繕等の年間業務を包括的に委託)



- (1) 県・下田市道路一体型包括管理をR5年度に続き2期目(R6年10月～)も開始
- (2) 南伊豆町においても県管理分の道路について、包括委託を開始
- (3) 賀茂地域全体で将来のインフラ維持管理を考えていくために勉強会を開始

■賀茂地区における社会インフラの包括的維持管理勉強会■

構成員	静岡県(建設政策課・道路保全課・下田土木事務所) 班長級 賀茂6市町(建設関係課長・担当等) 建設事業者(建設業協会会員) + 必要に応じて非会員も参加
開催内容	・第1回(R6.10.23) 情報共有(国政策・県取組・他県状況) ・第2回(R7.3.17) アンケート集計結果、次年度の予定
事務局	静岡県(建設政策課・下田土木事務所)

2 令和7年度～の取組

- ・総務省所管「広域連携による市町村事務の共同実施モデル構築事業」を活用し、賀茂地域における包括管理システムの検討を実施(詳細は別紙のとおり)

区分	内容	予算
社会インフラの包括管理体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・インフラ維持管理情報共有システムの導入 ・建設事業者の実態把握(業態の再編・整理) ・自治体維持管理の実態把握(動向調査等) ・関係機関とのヒアリング ・モデル市町の選定 ・会議体の運営(勉強会から協議体へ移行) 	30,000千円

→令和8年度の賀茂地域における新たな包括契約向け、仕様書の作成や共同体を検討

静岡県・伊豆半島賀茂地域 広域連携による市町村事務の共同実施モデル構築事業概要

関係地方公共団体			連携分野	(インフラメンテナンス) 維持管理業務 の包括実施
提案団体：静岡県 (3,633,202人) ※R2国調 連携市町：下田市 (20,183人) 東伊豆町 (11,488人) 河津町 (6,870人) 南伊豆町 (7,877人) 松崎町 (6,038人) 西伊豆町 (7,090人)				

提案概要	事業見積額(千円)
伊豆半島南部に位置する賀茂地域の6市町におけるインフラ維持管理の効率化と適正化を図るため、県が中心となって広域的・面的に維持管理や修繕等のマネジメントを行う体制を構築する。また地元の建設事業者等も含めた会議体で、地域の実情にあった実施体制を検討する。	30,000

背景・目的	
賀茂地域は少子高齢化・人口減少が進み、各市町では土木技術職員が不足しているため、適正なインフラの維持管理が確保できない恐れがある。本県では、R5から「県と下田市による道路包括管理業務委託」を試行し、一定の効果が得られており、この取り組みをさらに深化・加速させるとともに、下田市以外の賀茂5町に拡大し、広域的・統一的にインフラの維持管理や修繕等のマネジメントを行う体制を構築し、業務効率の向上を図る。	

取組内容

賀茂地域の6市町において、維持管理を行う地方自治体事務の共同化、建設事業者の共同化の構築等について検討を進める。

【ポイント】

- 行政と地元建設事業者による会議体を設け、地域の実情にあった体制を検討
- 巡視結果や作業内容などを共有する情報共有システムの構築にあたっては、複数自治体を使用することを前提に冗長性の高いシステムを構築
- 構築するシステムは、災害時の情報共有にも利用可能なシステムとし、地域の防災力強化につなげる

